

健康保険資格(取得 ・ 喪失)証明書【事業所用】

- この証明書は、事業所の代表者または事務担当の方がご記入のうえ、証明いただくものです。
- 証明内容の確認をさせていただくことがあります。必ず担当者氏名、電話番号をご記入ください。
- 退職による健康保険と厚生年金の資格喪失年月日は『退職日の翌日』です。
- この証明書の資格喪失年月日が個人番号を用いた健康保険資格の情報連携照会結果と相違した場合は、情報連携照会結果を優先し、国民健康保険の資格適用期間を修正する場合があります。

被 保 険 者	保 険 者	協会けんぽ・その他の健康保険組合		保険者番号		
	被保険者(組合員)記号番号 ※不明の場合は記載省略可	記号	番号	枝番		
	氏 名					
	住 所					
	生年月日	昭和・平成 令和・西暦	年	月	日	退職の理由 (喪失の場合のみ記入)
	資格取得年月日	昭和・平成 令和・西暦	年	月	日	会社都合 ・ 自己都合
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和・西暦	年	月	日	

被 扶 養 者									
氏 名	続柄	生 年 月 日			資格取得または喪失年月日 (扶養認定または取消年月日)				
		昭・平 令・西	年	月	日	令和 西暦	年	月	日
		昭・平 令・西	年	月	日	令和 西暦	年	月	日
		昭・平 令・西	年	月	日	令和 西暦	年	月	日

福津市長 宛 令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。 事業所名称

所 在 地

代 表 者

電 話 番 号 担当者氏名

健康保険の任意継続について裏面に記載しておりますので、加入手続きの前にご確認ください。

◎ 国民健康保険の加入手続きにおける注意事項

- 加入の届け出は健康保険等の 資格喪失後14日以内 に行ってください。
(届け出が遅れますと、届出日以降からしか保険給付を受けられない場合があります。)
- 加入を届け出た日ではなく、健康保険等の資格喪失日から国民健康保険に加入いただきます。
- 国民健康保険税は加入した月(資格取得日の属する月)から発生します。
(加入の届出が遅れた場合でも、最大で過去3年度分までさかのぼって課税されます。)

◎ 国民健康保険の加入手続きに持参いただいているもの

- ☐ 健康保険資格喪失証明書……事業所または加入していた健康保険の保険者から取得したもの
- ☐ 本人確認ができるもの……運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)など顔写真付きのもの
- ☐ マイナンバーカード……手続きにお越しいただく方以外のものまで預かってくる必要はありません)
- ☐ 雇用保険受給資格者証…65歳到達前に退職され、失業給付を受給されている方のみ